

議 第 三 号

仙台市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十八年三月十四日

提 出 者

議員	赤 間 次 彦
"	岡 本 あき子
"	菊 地 昭 一
"	嵯 峨 サダ子
"	辻 隆 一

仙台市議会議長
岡部 恒司 様

仙台市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務活動費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「その日が仙台市の休日」を定める条例（平成元年仙台市条例第六十一号）第一条第一項第一号又は第二号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日（「を削る」）を削る。

第十条第五項中「属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月の末日）」を「翌日から起算して四十五日を経過する日」に改め、同条第六項中「属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月の末日）」を「翌日から起算して四十五日を経過する日」に改める。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（期限の特例）

第十四条 第四条各項、第六条第一項、第九条第一項並びに第十条第三項、第五項及び第六項に規定する期限は、その日が仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第六十一号）第一条第一項に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもってその期限とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十条第五項及び第六項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務活動費に係る収入額及び支出額を記載した報告書について適用し、施行日前に交付した政務活動費に係る収入額及び支出額を記載した報告書については、なお従前の例による。

3 改正後の第十四条の規定は、施行日以後に到来する期限について適用し、施行日前に到来した期限については、なお従前の例による。

理 由

政務活動費の交付に関し、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。